○金融庁、財務省、経済産業省

五　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件　一一　128　一六

六　株式会社商工組合中央金庫法施行令第六条第十二項第五号並びに経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第十一条の七第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として主務大臣等が定める者等を定める告示　一一　128　一四

○消費者庁

五　令和七年度消費生活相談員資格試験の実施を公告する件　一六　二

六　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　二〇　二

七　〃　二六　三

○デジタル庁

七　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三〇　147　三一

日号外　ページ

○デジタル庁、総務省

一五　令和六年デジタル庁・総務省告示第八号等の一部を改正する件　一三　131　三一

一六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報を定める件の一部を改正する件　一七　五

一七　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件　三〇　147　一八

一八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三〇　147　三二

一九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三〇　147　三二

○デジタル庁、法務省

四　電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針の一部を改正する件　三〇　147　一八

○総務省

一八七　令和二年総務省告示第二百七十六号の一部を訂正する件　三　122　一

一八八　令和三年総務省告示第三百三十四号の一部を訂正する件　三　122　三

一八九　令和三年総務省告示第三百三十五号の一部を訂正する件　三　122　五

一九〇　令和四年総務省告示第三百五十六号の一部を訂正する件　三　122　七

一九一　令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件　三　122　七

一九二　令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件　三　122　七

一九三　令和三年総務省告示第二百九号の一部を訂正する件　三　122　八

一九四　令和三年総務省告示第四百四号の一部を訂正する件　三　122　九

一九五　令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件　三　122　九

一九六　令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件　三　122　一〇

一九七　令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件　三　122　一一

一九八　令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件　三　122　一二

一九九　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三　122　一三

二〇〇　令和六年総務省告示第四百二十七号の一部を訂正する件　三　122　一三

二〇一　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三　122　一四

二〇二　令和七年総務省告示第六十八号の一部を訂正する件　三　122　一五

二〇三　令和七年総務省告示第百六号の一部を訂正する件　三　122　一五

二〇四　令和七年総務省告示第百七号の一部を訂正する件　三　122　一六

二〇五　令和七年総務省告示第百十号の一部を訂正する件　三　122　一七

二〇六　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三　122　一七

二〇七　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　三　122　一八

二〇八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　五　二

二〇九　政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件　六　一